

# 柏市立中原小学校 いじめ防止基本方針

柏市立中原小学校

平成 26 年 4 月 1 日 策定

令和 2 年 8 月 一部改訂

令和 4 年 4 月 一部改訂

令和 5 年 4 月 一部改訂

令和 5 年 9 月 一部改訂

令和 6 年 4 月 一部改訂

## 1 いじめに関する定義・基本理念

---

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行動の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの（起こった場所は学校の内外を問わない）」をいう。

### (2) 基本理念

この基本方針は、平成 25 年 9 月 28 日に施行された「いじめ防止対策推進法」第 13 条（学校基本方針の策定）に基づいて策定したものである。

学校においては、この法の有無に関わらず、児童におけるいじめ対策に万全を期すことは当然であり、今までも行ってきたものであるが、ここに明文化することで、職員間の共通理解を図り、継続的かつ効果的な指導効果を上げることを目的とする。

すなわち、学校においては、いじめ未然防止の観点から、学校生活のあらゆる場面において、日頃から児童の心の成長を促し、「いじめをしない、させない、傍観しない」との認識を全職員及び児童が再確認するとともに、「いじめはどこにでも起こり得る」との認識の下、素早い発見と対応ができるよう、情報収集と組織での対応を心掛けなければならない。そして、「子どもがいじめを苦に自らその尊い命を絶つような事態は何としても防がなければならない」という強い決意で取り組むものである。

また、法第 9 条にあるとおり、保護者は、児童に対して規範意識を養う等、いじめ防止について、学校と同一歩調で取り組んでいく必要があることについて、継続的に情報発信していくものとする。

※第 9 条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

※第 13 条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

## 2 組織

---

### (1) 生徒指導部会（いじめ防止対策委員会を兼ねる）

- ・毎月 1 回開催する。
- ・管理職・生徒指導主任・各学年の代表者・養護教諭・特別支援教育コーディネーター・教育相談担当で組織する。
- ・各学年の児童の言動やいじめの状況についての情報交換をする。
- ・生活指導年間計画、生活実態アンケート等の提案及び見直しをする。

### (2) 校内委員会

- ・教育的ニーズを要する児童についての情報交換を行い、個別の教育支援計画や個別の指導

計画について検討する。

- ・特別支援教育コーディネーターが集約した教育的ニーズを要する児童についての情報を基に、年度初め及び必要に応じて、共通理解を図るとともに当該児童への支援方針を検討する。

### (3) 職員会議

- ・年度初めの会議において、当該年度の「学校いじめ防止基本方針」を共通理解する。
- ・いじめに関する職員研修を実施するとともに、いじめの状況や教育的ニーズを要する児童について、全職員で共通理解を図る場とする。

### (4) いじめ対策会議

- ・いじめ重大事案が発生した場合に臨時的に設置する。
- ・校長が主宰し、いじめ事案の解決に向けて協議する場とする。
- ・管理職、生徒指導主任、担任、各学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、教育相談担当を構成メンバーとする。
- ・必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを構成員とする。

### (5) 組織図

別紙1のとおり

## 3 未然防止・・・いじめを生まないために

---

### (1) 児童一人ひとりの人権の尊重と個に応じた指導・支援

- ・教職員の良いモデルとなる「一人ひとりの人権を尊重した言動・姿勢」  
いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点(平素の教職員の言動を含む)について、校内研修や職員会議で周知する。
- ・児童理解と個に応じた指導・支援  
教育相談、アンケートによる児童理解に努め、児童の心情理解に基づいた指導を行う。
- ・性別違和感や性的指向・性自認に関わることを児童や保護者に相談された場合には、アウティングとならないように教育委員会や医療等の関係機関と協力して、適切に対処する。

### (2) 自己存在感が味わえる学級づくり

- ・授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会をつくり、それぞれの違いを認め合える仲間づくり
- ・道徳教育の充実  
道徳教育の要である、道徳の授業を通して、道徳的実践力の高揚を図っていく。 年1回以上、保護者に道徳の授業を公開する。
- ・月毎に生活目標を設定し、学校全体で取り組む。

### (3) 子どもたちの主体的な参加による活動

- ・相談ポストの設置により、自分から発信する力の育成
- ・係活動や委員会活動の充実
- ・異年齢交流  
「なかよし遊び」で上級生がリーダーシップを発揮できる機会をつくる。
- ・この「いじめ防止基本方針」は保護者や地域住民、児童にも検討してもらい、策定後の取り組みが円滑に進められるようにする。

### (4) いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さ等を理解してもらうための保護者や地域との連携

- ・啓発  
児童の規範意識やしつけ等、子どもの教育に対する第一義的責任は、保護者にあることを、学校だより等を通じて、継続的に周知していく。特にゲーム機等インターネットを通じてのいじめの予防やいじめがあった場合の子どもの変化の特徴等について、学校だより等を通じて、保護者に協力依頼をする。

## 4 早期発見・・・いじめを見逃さないために

---

### (1) 教育相談週間

教育相談週間を設け、全員と相談を実施するようにする。希望があれば担任以外の教員との相談も可能とする。特に相談することがないという児童についても、必ず実施する。

このことにより、一人一人の状況を把握すると同時に、「大切にされている」との思いを持たせることに繋げる。

### (2) アンケート

・年間指導計画によって実施しているアンケートから、いじめの状況を把握する。(5年間保存)

### (3) 日常の観察

・学校生活のあらゆる場面で児童を観察し、変化には迅速な対応ができるように心がける。

・必要に応じて、いつでも児童の相談に応じられるような心構えを持つ。

### (4) 相談ポストの設置

・直接相談をしにくい児童が手紙で知らせることができるよう、相談ポストを設置する。担当者が手紙を確認し、必要に応じて個別に教育相談の場を設ける。

## 5 早期対応

---

### (1) 報告

・いじめの情報が入ったときは、学年主任→生徒指導主任→管理職への報告を欠かさず行う。

・第一報以後も適宜途中経過の報告をする。

### (2) 組織的対応

いじめの発生と同時に、対応チーム(管理職、生徒指導主任、担任、各学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、教育相談担当)を結成し、チームでの組織的対応を行う。

#### ① 情報収集・事実の確認

聴き取りは、次の点に留意しながら、傾聴の姿勢を忘れずに、丁寧に聴く。

・聴き取りは原則、複数の教員が協力して行う。

・高学年の女子については、特に男性教員一人での聴き取りは避け、部屋の扉を開けておく配慮をする。

・児童の学年に応じて実施の場所や時間を考え、過度の負担を強くないように配慮する。

・客観的の事実を先入観なく聴き取り、必ず記録する。

・聴き取りに際しては、被害者を「必ず守る」ことを事前に伝える。

・両者の聴き取り内容をつき合わせ、必要に応じて数回の聴き取りをする。

#### ② 当事者同士の調整

いじめの事実を把握した場合、謝罪等の調整を行う。当人同士が納得できることが大切である。いじめられた児童へは、つらい気持ちを共感し、必ず守り通すことを伝えて心の安定を図る。いじめた児童へは、行為の背景にも目を向けながら、毅然とした対応と指導を行い、人権意識を持たせる。今後の励ましを込め、厳しさと愛情を含めて調整する。

### (3) 保護者連絡

管理職の判断のもと、保護者への連絡を行う。迅速な対応が大切である。いじめがわかった時点から、適切に連絡を行う。相手の立場に立って情報提供することを心がける。具体的な対策を説明し、協力を求める。

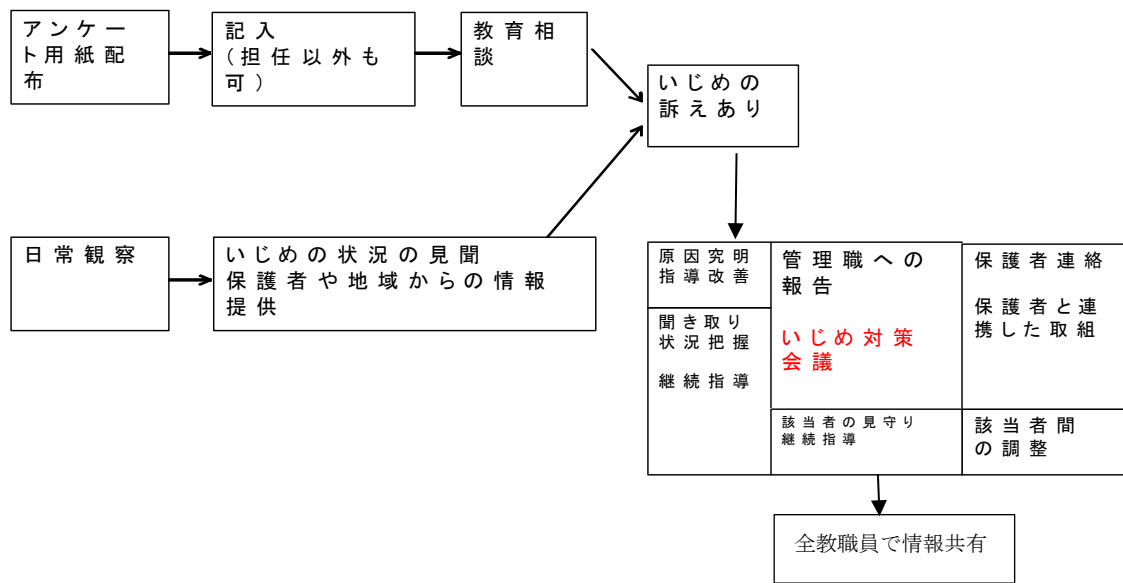
#### (4) 原因究明

いじめが起きた背景, 原因等を分析し, 改善に役立てる。

#### (5) 見守り

- ・いじめが継続していないか, 見守りを継続的に実施する。
- ・適宜双方への言葉かけを続け, 愛情をもって見守っていることを継続的に伝えていく。
- ・必要に応じてスクールカウンセラーの活用を促す。

#### 【いじめ発見から対応までの流れ】



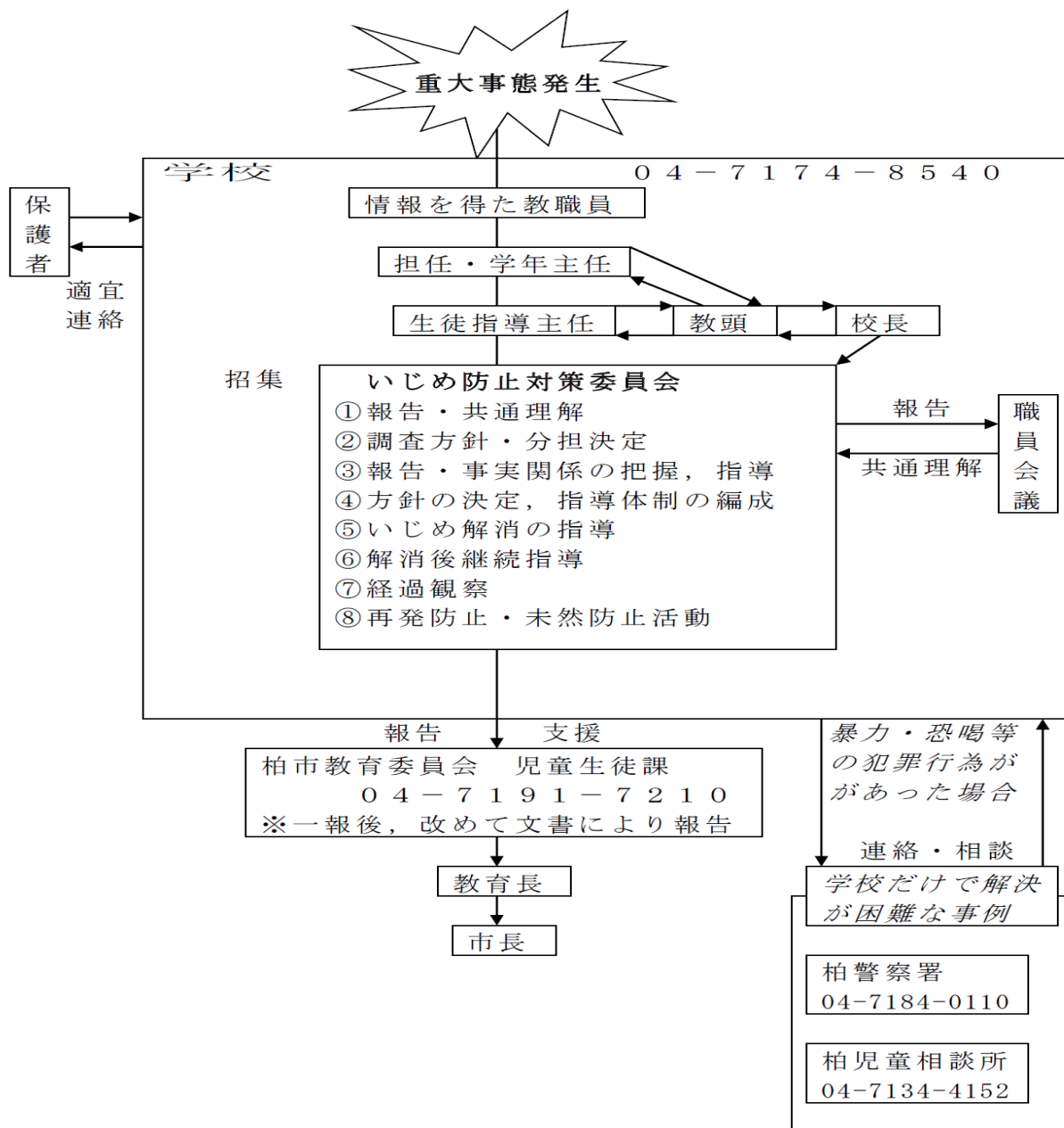
## 6 重大事態発生時

### (1) 重大事態の定義

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命, 心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間(30日)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### (2) 対処

- ①教育委員会児童生徒課に連絡する。(校長の判断による)  
いじめ等の報告に際しては, その解決を第一に考え, 正確かつ丁寧に説明を行い, 隠蔽等を行わないことは当然である。
- ②市教委と相談の上, いじめ対策会議を立ち上げる。
- ③スクールカウンセラー及び必要に応じてスーパーバイザーの派遣要請をする。
- ④事実確認のための調査を行い, 必要に応じて関係機関と連絡をとる。  
(重大ないじめ事案や児童の生命, 身体に重大な被害がある場合は, 直ちに警察署及び児童相談所に相談・通告する)
- ⑤上記結果を児童及び保護者に提供する。
- ⑥以後, 誠意をもって解決にあたる。  
(いじめに関わった児童の心身と関係性の修復及び再発防止に努める。)



## 8 公表, 点検, 評価等

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページ上に公表する。
- (2) 年度ごとに、いじめ防止対策委員会で見直しを行う。
- (3) 学校評価を視野に入れた保護者アンケートの実施により点検を行う。

## 9 年間活動計画

4月 児童理解のための職員会議

5月 学校生活ミニアンケート

6月 いじめアンケート

7月 柏市いじめの状況調査(1学期), 教育相談週間, 個人面談

9月 学校生活ミニアンケート  
10月 学校生活ミニアンケート  
11月 学校生活ミニアンケート  
12月 いじめアンケート, 柏市いじめの状況調査(2学期), 教育相談週間  
1月 学校生活ミニアンケート  
2月 いじめアンケート, 柏市いじめ状況調査(3学期), 教育相談週間  
3月 年間計画のふりかえり

## 10 主な相談機関連絡先一覧

---

### 【保護者向け】

柏市教育委員会児童生徒課 04-7191-7210  
教育支援室(教育相談, 電話相談, 面接相談) 04-7131-6615  
千葉県教育庁東葛飾教育事務所 047-361-4103  
千葉県子どもと親のサポートセンター 043-207-6028  
柏警察生活安全課 04-7148-0110  
柏市少年補導センター 04-7164-7571  
千葉県警東葛地区少年センター 04-7162-7867  
柏市役所家庭児童相談 04-7167-1458

### 【児童・生徒向け】

24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310  
千葉県警少年センター 0120-783-497  
千葉いのちの電話 043-227-3900  
柏市補導センターやまびこ電話 04-7164-7571  
(月～金曜日午後1時～7時, 土・日曜日・祝日・年末年始は休み)  
少年相談 04-7164-7571(月～金曜日午前8時30分～午後5時15分)  
(土・日曜日・祝日・年末年始は休み)

【別紙1】 組織図

